

兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第18号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 老人福祉規則の一部を改正する規則（高齢政策課）	1

公布された法令のあらまし

◎老人福祉規則の一部を改正する規則（規則第18号）

老人福祉法及び老人福祉法施行規則の規定に基づく事業の開始又は施設の設置の届出その他の届出等に係る届出書又は申請書に関し、国において標準様式が定められたこと等を踏まえ、本県で定めている当該届出書又は申請書の様式等について所要の整備を行うこととした。

規 則

老人福祉規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第18号

老人福祉規則の一部を改正する規則

老人福祉規則（昭和39年兵庫県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条中「様式第1号の老人居宅生活支援事業開始届」を「老人居宅生活支援事業開始の届出書」に改める。

第3条中「様式第3号の老人居宅生活支援事業変更届」を「老人居宅生活支援事業変更届出書」に改める。

第4条中「様式第4号の老人居宅生活支援事業廃止（休止）届」を「老人居宅生活支援事業廃止・休止届出書」に改める。

第5条の見出しを「(老人福祉施設設置届)」に改め、同条中「第15条第2項」の右に「若しくは第3項又は第29条第1項」を加え、「様式第5号の老人デイサービスセンター等施設設置届」を「老人福祉施設設置の届出書」に改める。

第6条の見出しを「(老人ホーム設置認可の申請書)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「。以下「省令」という。」を削り、「様式第7号の老人ホーム設置認可申請書」を「養護老人ホームの設置の認可については養護老人ホーム設置認可の申請書に、特別養護老人ホームの設置の認可については特別養護老人ホーム設置認可の申請書」に改め、同項を同条とする。

第7条の見出しを「(老人福祉施設変更届)」に改め、同条中「第15条の2第1項」の右に「若しくは第2項又は第29条第2項」を加え、「様式第9号の老人デイサービスセンター等事業変更届」を「老人福祉施設変更届出書」に改める。

第8条中「老人ホームの」を「養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）の」に改め、「様式第10号の」を削る。

第9条を削る。

第10条の見出しを「(老人福祉施設廃止届等)」に改め、同条中「第16条第1項」の右に「若しくは第2項若しくは第29条第3項」を、「届出」の右に「又は法第16条第3項の規定による認可の申請」を加え、「様式第15号の老人デイサービスセンター等施設廃止（休止）届」を「老人福祉施設廃止・休止・入所定員の減少・増加届出（認可申請）書」に改め、同条を第9条とする。

第11条を削る。

第12条中「様式第18号の」を削り、同条を第10条とする。

第13条中「様式第19号の」を削り、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(書類の様式)

第12条 この規則の規定により知事に提出すべき書類等の様式は、知事が別に定める。

第14条及び様式第1号から様式第22号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の老人福祉規則の規定による届出書、申請書又は報告書については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の様式第1号、様式第3号から様式第7号まで、様式第9号、様式第10号、様式第13号、様式第15号から様式第18号まで及び様式第20号から様式第22号までの規定(以下「旧様式」という。)による用紙に限り、旧様式によることができる。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部改正)

3 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則(平成12年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

本則の表26の項中「第12条」を「第10条」に改める。